

焼津市こども・若者スマイルプラン（焼津市こども計画） 見直しの方針について

1 基本方針における子ども・子育て支援の意義に関する事項

「子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが重要」とされています。

2 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、施策の実施状況等について点検・評価し、計画に定めた「量の見込み」「確保の内容」と対比して、実際の状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として計画の見直しを行うこと、とされています。

3 地域子育て支援の強化について

(1) 現状

急速な共働き・核家族化の進行により、従来の「家族による支え合い」が困難になり、保護者の精神的・身体的ストレスが増大しています。加えて、地域コミュニティの希薄化により孤独になりがちな育児環境となっています。

(2) 課題

子育て家庭の孤立を防ぎ、地域や社会全体で育児中の親子を支えるための「孤独・孤立対策」が必要となっています。

(3) 方針

身近な場所で支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、適切と考えられる見直しを行いたい。

4 こども誰でも通園制度の実施に伴う計画への位置づけについて

(1) 現状

令和7年9月16日付け、こども家庭庁生育局保育政策課 事務連絡において、実施に当たっての「基本指針」及び「量の見込み手引き」の改正案が示されています。

(2) 課題

子ども・子育て支援事業計画に必要事項を位置付ける計画の変更が必要となっております。

(3) 方針

令和8年度においては、代用計画を策定し実施を開始することを計画していますが、早急に子ども・子育て支援事業計画の位置づけを行いたい。